

再造林推進プラン（案）

令和5年 月

高知県

目 次

第 1 基本的な考え方

1	プラン策定の趣旨		P 1
2	プランの基本目標		P 3
3	プランの計画期間		P 3
4	他の計画との関係		P 3

第 2 現状と課題

1	再造林を巡る現状と課題		P 4
---	-------------	-------	-----

第 3 基本方針と具体的な取組

1	基本方針		P 10
2	取組内容		P 10
3	全体工程表		P 16
4	K P I と関連する工程表		P 17

第 4 推進体制

.....	P 20
-------	------

別紙 林業適地の考え方（案）

.....	P 21
-------	------

第1 基本的な考え方

1 プラン策定の趣旨

本県は、森林率 84 パーセントを有する全国一の森林県です。約 59 万ヘクタールを占める森林のうち民有林は約 47 万ヘクタール、その 63 パーセントに相当する約 30 万ヘクタールが人工林となっています。人工林の多くは、昭和 25（1950）年頃から昭和 55 年（1980）年頃に造成され、現在、人工林の 87 パーセントが 45 年生を超え、利用期に達しています。

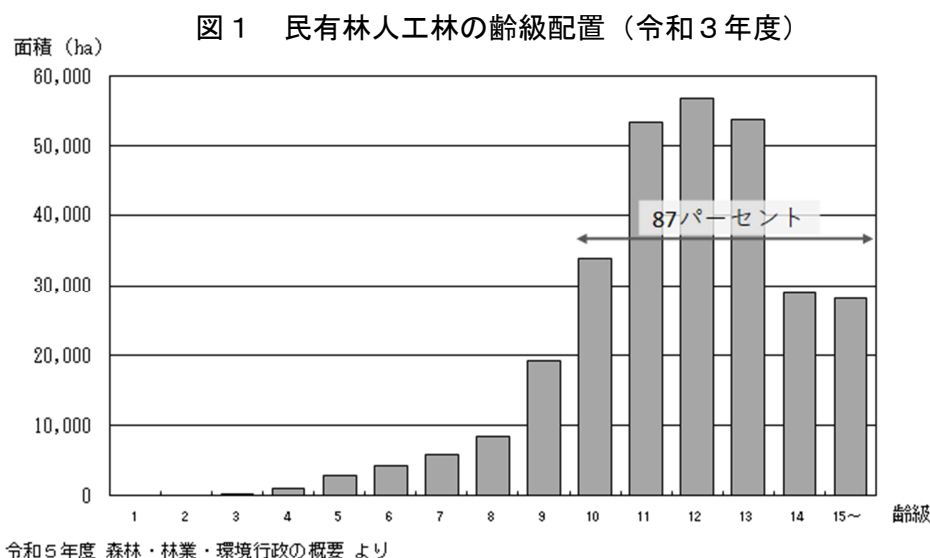


表1 森林資源現況（令和3年度）

区分	総数	民 有 林			国 有 林		
		計	人工林	天然林等	計	人工林	天然林等
面積 (ha)	594,099	468,083	297,088	170,995	126,016	89,937	36,080
	100%	79%	(63)	(37)	21%	(71)	(29)
蓄積 (千m³)	205,844	172,890	151,067	21,823	32,954	28,167	4,787
	100%	84%	(87)	(13)	16%	(85)	(15)

令和5年度 森林・林業・環境行政の概要 より

この豊富な森林資源を余すことなく活用し、中山間地域の雇用の確保や所得の向上につなげていくこととして、平成 21（2009）年に初めて策定した産業振興計画に林業分野を位置付け、各般の施策を講じてきました。

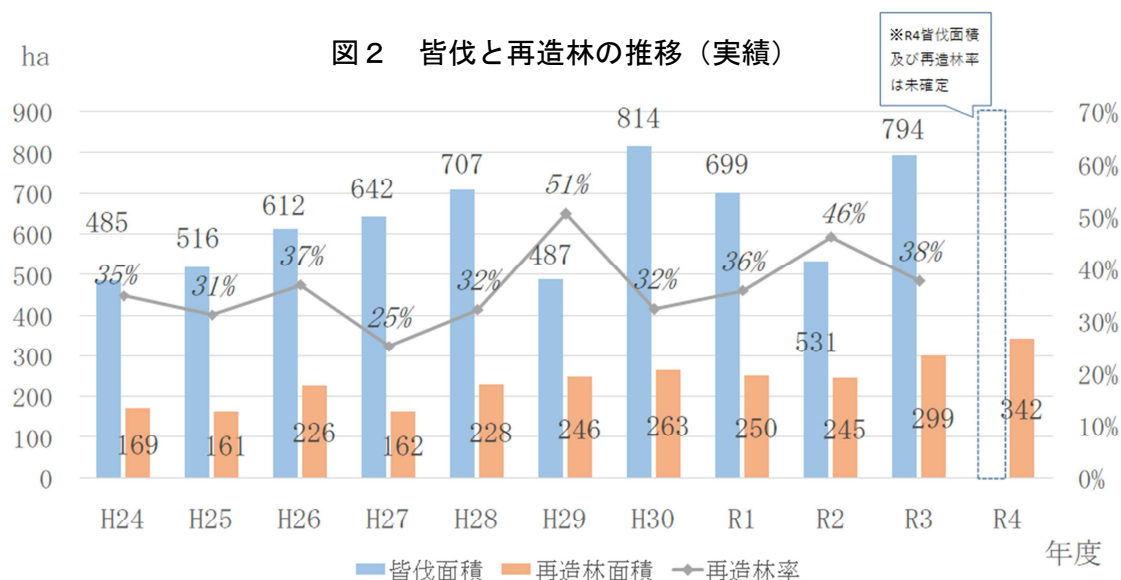
その結果、県内の原木生産量は、平成 22（2010）年の 40 万 4 千立方メートルから令和 4 年には 73 万 6 千立方メートルへと増加するとともに、木材・木製品製造業出荷額等も、平成 22（2010）年の 150 億円から令和 2（2020）年には 192 億円へと増加しました。

一方、原木生産量が拡大し、森林資源の活用が進んだものの、皆伐後の再造林率は 4 割程度にとどまっており、伐って、使って、植えて、育てるという森林資源の循環利用が進んでいるとはいえない状況です。

このことは、将来的な人工林資源の確保にも影響が及ぶばかりか、森林の二酸化炭素を吸収する役割や土砂流出防止や生物多様性の保全も含め、森林の有する公益的機能の低下についても懸念されます。

また、森林資源の循環利用につながる新たな需要先として期待される非住宅・中高層木造建築物の需要側（施主等）からは、SDGs 等における持続可能な森林経営への関心が高まっており、再造林が確実に行われるなど持続可能な森林経営が行われる森林からの木材の生産や利用も期待されています。

このような状況を鑑みれば、再造林率の向上は喫緊の課題であり、再造林の推進に向けた現下の課題を整理し、課題解決に向けた具体的な取組等を明らかにするものとして、「再造林推進プラン」（以下、「プラン」という。）を策定することとしたものです。



2 プランの基本目標

このプランでは、再造林の推進により、森林の有する公益的機能の発揮や2050年カーボンニュートラルの実現への貢献、また将来的な人工林資源の確保に貢献することを基本目標とします。

基本目標の達成に向けては、高知県産業振興計画の木材・木製品製造業出荷額及び原木生産量の目標を踏まえ、再造林率の目標（令和9（2027）年度）を以下のとおりとします。

再造林率の目標 : 70 パーセント

再造林面積 ¹⁾ 690ha			
内訳	安芸地域	→	再造林面積 57ha
	中央東地域	→	再造林面積 58ha
	嶺北地域	→	再造林面積 167ha
	中央西地域	→	再造林面積 160ha
	須崎地域	→	再造林面積 101ha
	幡多地域	→	再造林面積 147ha

3 プランの計画期間

このプランの計画期間は、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5カ年とします。

4 他の計画との関係

このプランの実施に当たっては、関係する各種計画²⁾との調和に留意することとし、とりわけ高知県産業振興計画との関係においては、再造林の促進に係る施策のみならず、川上、川中、川下及び林業の担い手の育成・確保に係る各般の施策と一体的に行うものとします。

¹⁾ 再造林面積は、産業振興計画の原木生産の目標量から試算した推計値。

²⁾ 各種計画には、高知県産業振興計画、地域森林計画、高知県環境基本計画、高知県脱炭素社会推進アクションプラン、高知県新エネルギービジョン、高知県鳥獣保護管理事業計画、高知県第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画のほか、特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本方針（高知県）等を含む。

第2 現状と課題

1 再造林を巡る現状と課題

このプランの基本目標を実現するため、再造林を巡る現状と課題を踏まえたプランの対応方向を明らかにして、施策を体系的に講じていきます。

(1) カーボンニュートラルへの森林の貢献

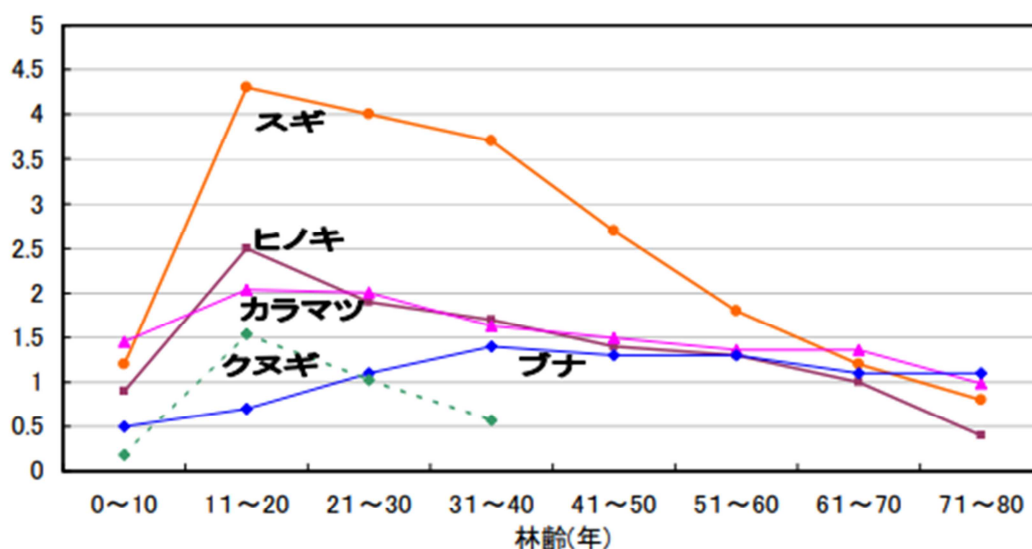
本県は、高知県脱炭素社会推進アクションプラン（令和4（2022）年3月）において、令和32（2050）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする2050年カーボンニュートラルの実現を目指しています。その道筋として、森林等吸収量928千トン（二酸化炭素換算）の貢献を含め、令和12（2030）年度までの温室効果ガス排出削減目標を平成25（2013）年度比47パーセントとしており、大気中の温室効果ガスの吸収源として、森林が大きな役割を果たすことが期待されています。

一方、人工林は高齢林の割合が増え、二酸化炭素吸収量は減少傾向にあるとともに、皆伐後の再造林が進んでいないことも課題となっています。このため、森林の有する公益的機能や生物多様性の保全にも配慮しながら適切に生産活動を行い、成長に優れた苗木を活用して再造林を進めていくことが必要となっています。

【課題1：森林吸収量の確保】

炭素トン/ha・年

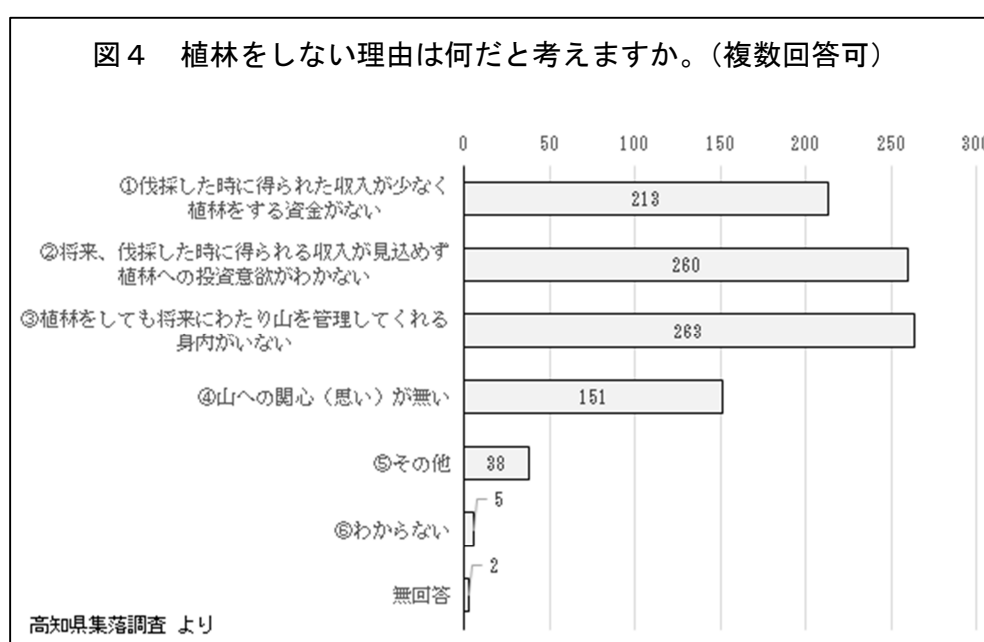
図3 樹種別、林齢別の炭素吸収量



出典：森林・林業白書（林野庁）<https://www.rinya.naff.go.jp/j/kikaku/old-hakusho-search/wp-1-H10-ringyo-hakusho.pdf>

(2) 再造林に対する森林所有者の意識

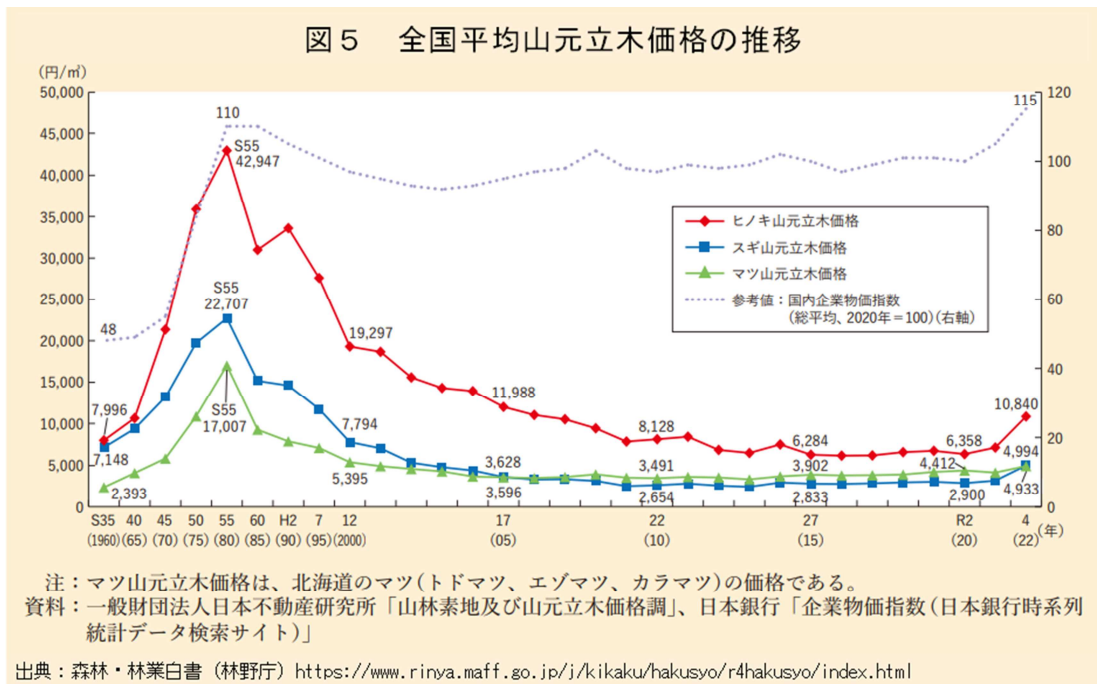
令和3(2021)年度高知県集落調査によると、森林(人工林)を伐採した後に植林することが必要との回答が47.8パーセントとおよそ半数となっています。その一方で、森林(人工林)を伐採(皆伐)した後に植林をしない理由として、「植林をしても将来にわたり山を管理してくれる身内がない」が63.4パーセント、「将来、伐採した時に得られる収入が見込めず植林への投資意欲がわからない」が62.7パーセント、「伐採した時に得られた収入が少なく植林をする資金がない」が51.3パーセントを占めています。



皆伐は森林所有者の最終的な収入となります。伐採後の再造林の経費は、この皆伐収入により賄われると考えられますが、現状では、長期間に森林を経営管理をした利益と再造林やその後の保育に必要な経費を確保できるだけの皆伐収入が得られないと感じられ、各般の支援が措置されているものの、再造林に至らないものと推察されます。

【課題2：皆伐収入と再造林等に要する経費の不均衡】

図5 全国平均山元立木価格の推移



スギやヒノキの場合、植栽後に最初に収入が得られるのは、施業方法にもよりますが、植栽後およそ30年を過ぎた頃に行われる利用間伐と、50年程度後に行われる皆伐となり、収入が得られるまでには、長期間にわたり森林を経営管理していく必要があります³⁾。

このため、高齢化している森林所有者が将来的な森林の経営管理への懸念から再造林を避けたり、相続等により森林所有者の不在村化が進むことで森林経営への関心が薄れているものと推察されます。

【課題3：森林管理の長期性】

(3) 再造林に係る林業技術等

林業の生産活動は、通常、林道の周辺など条件の良い森林で行われますが、そうした森林においても皆伐後の再造林が進んでいない状況が見られます。

また、今後、このような効率的に施業を行える事業地が減少し、傾斜など地形条件が厳しい森林⁴⁾や路網の整備が遅れている奥地へと事業地が移行していくことになれば、施業に要する経費が増加していくものと考えられ、再造林が行われないことも懸念されます。

³⁾ 人工林に限らず所有する森林を経営管理していく必要がある。

⁴⁾ 本県の森林の60パーセント以上が30度以上の急傾斜地となっている。

そのため、施業の行いやすい事業地周辺の集約化を進め、一体的に施業を行うことによる事業地の拡大や効率的な作業システムの構築、幹線道となる林道も含め路網の整備を進めることにより、再造林や保育を効率的に行える環境を整備していくことが重要と考えられます。その際、林道に至るまでの下方道の市町村道等の幅員によっては、トラックの侵入が難しい森林が存在することから、関係市町村との協力も一層重要となります。

【課題４：林業適地の確保・拡大】

林業がさまざまな地形条件において行われることを踏まえれば、再造林及び下刈等の保育作業に係る労働生産性の向上や軽労化につながる林業機械の導入が必要です。近年、苗木や資材の運搬にドローンの活用が始まっていますが、再造林や下刈の保育作業は機械化等が進んでいません。下刈機械のような新たな林業機械については、その活用の実証を進め、早期に実装していくことが必要と考えられます。

また、再造林面積の拡大に対応できるよう苗木（花粉症対策に資する苗木を含む。）を生産していく必要がありますが、植栽時期を選ばないなどの長所があるコンテナ苗は、林業用苗木全体の５割程度⁵⁾にとどまっています。播種から出荷までに要する期間や生産コストの低減も考慮して、早期に苗木や種子の生産体制を強化する必要があります。

【課題５：再造林及び保育作業に係る労働生産性の向上】

現状では、皆伐の多くは素材生産事業者によって行われる一方、再造林は森林組合等によって行われることから、皆伐の情報が再造林等を行う事業者が届きにくい状況となっています。また、再造林まで見据えた皆伐施業が実施されていないという状況も見られます。こうしたことから、伐採と再造林の一貫作業のみならず、苗木の生産を含め造林作業の効率化が進みにくい状況にあると考えられます。

【課題６：伐採事業者と造林事業者の連携】

⁵⁾ 令和２（２０２０）年～令和４（２０２２）年のコンテナ苗による民有林造林面積の平均値。

森林資源が利用期に達するまでの間、森林施業の中心は保育や間伐等であったことから、再造林のノウハウを蓄積した事業者や人材が減少しています。

一方、再造林の重要性が認識されはじめる中、造林を専門に行う事業体を立ち上げようとする動きが見られます。

こうした動きを着実なものとし、さらに拡大していくためには、事業戦略づくりによる経営基盤の強化、労働災害の防止に向けた安全教育の実施や安全防具導入等により労働環境の改善を進めつつ、高度な林業技術を持った担い手を育成していくことが必要と考えられます。

【課題 7：造林等の担い手の育成・確保】

表 2 林業就業者数の推移

単位：人

年度 区分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
林業就業者数	1,662	1,605	1,602	1,589	1,592	1,602	1,589	1,570	1,584	1,593

令和 5 年度 森林・林業・環境行政の概要 より

長期的な森林の経営管理の観点からも、伐採に伴う路網は、その後の再造林等での活用まで配慮しつつ、地形や地質等にも留意して安全に作設することが重要⁶⁾です。さらに、伐採時に発生する枝条は、その後の地拵えや植栽の支障になることから、その適切な処理を図ることも重要です。

【課題 8：環境に配慮した森林施業】

近年はシカの捕獲⁷⁾により食害の被害は減少傾向にありますが、食害は依然として多発しており、植栽した苗木の枯死や生育した立木の皮剥による価値の低下を招いています。

このため、シカの侵入を防止する防護ネットの設置や、一本ごとに保護材で被覆する対策を行っているものの、定期的な見回りや役割を終えた防護柵等の回収などの課題を抱えています。

⁶⁾ 高知県森林作業道作設指針（令和 5 年（2023 年）4 月）

⁷⁾ 第 5 期高知県第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画（令和 4(2022)年 4 月）では、年間 2 万 5 千頭の捕獲を目標としており、令和 4（2021）年は年間約 2 万頭の捕獲実績となっている。

加えて、近年、ノウサギ被害が顕在化しつつあり、防除等に関する新たな技術や知見が期待されています。

【課題 9：野生鳥獣による造林木への被害】

表 3 野生鳥獣による林業被害報告額

単位：千円

年度 区分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
シカ	75,905	69,706	62,313	44,284	38,408	16,646	12,188	9,333	7,901	8,780	7,081
その他の獣類	3,959	2,564	1,501	447	385	1,551	1,598	116	92	116	116
獣類計	79,864	72,270	63,814	44,731	38,793	18,197	13,786	9,449	7,993	8,896	7,185
鳥類計					15						
合計	79,864	72,270	63,814	44,731	38,808	18,197	13,786	9,449	7,993	8,896	7,185

鳥獣対策課資料 より

(4) 多様な関係者の理解促進

SDGsをはじめ環境への関心が高まっている中、一部の企業では、森林における活動や、合法性や持続可能性が担保された木材が活用されています。

こうした中、令和 5（2023）年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用に関する法律（クリーンウッド法）において、素材生産販売事業者は、木材関連事業者からの求めに応じ、伐採届等の情報提供を行うことが義務付けられます。このことから、再造林の確実な実施も念頭に置きながら、合法伐採木材の供給に対応するための体制を検討することが必要と考えられます。また、森林の FM 認証や CoC 認証の取得の促進も重要と考えられます。

【課題 10：再造林への多様な関係者の参加】

第3 基本方針と具体的な取組

1 基本方針

このプランは、今後5年間を見通して再造林の推進に関する各種施策を示すものであり、次の基本方針を踏まえて施策を展開していきます。

(1) 林業適地への集中投資

令和5(2023)年4月に運用が開始された森林クラウドでのデジタル情報の活用等により、効率的に林業が行える林業適地において、再造林の推進に係る林業施策の集中と選択を図ります。

(2) 林業収支のプラス転換

新たな技術等の活用、森林の新たな管理手法に係る情報の収集や野生鳥獣による食害対策を進めつつ、再造林を推進するための連携体制を強化し、林業収支のプラス転換につながる施策を展開していきます。

(3) 造林の担い手の育成・確保

林業大学校等を中心とした高度な技術を有する担い手の育成や伐採事業者と造林事業者等との連携の促進を進め、造林の担い手の育成・確保を図ります。

2 取組内容

(1) 林業適地への集中投資【課題 1、2 及び 4】

効率的に林業が行える林業適地の考え方を整理し、再造林の推進に係る施策を総合的かつ体系的に進めていきます。その際には、森林クラウドでのデジタル情報の活用を積極的に図ることとします。

ア 林業適地の設定

林業適地は、伐採後の再造林や保育を適切に行われる森林資源の循環利用を持続的に行う森林とします。林業適地の区域は、森林クラウドを活用し林小班単位で行うこととし、別紙の「林業適地の考え方(案)」を参考として、市町村森林整備計画に定めるものとして、各市町村が地域の実情に応じて設定します。

○具体的な取組

- ・ 林業適地の考え方を提示
- ・ 森林クラウドへの関連付け
- ・ 市町村森林整備計画（特に効率的な施業が可能な森林）への設定
- ・ 林道等の整備促進による林業適地の拡大

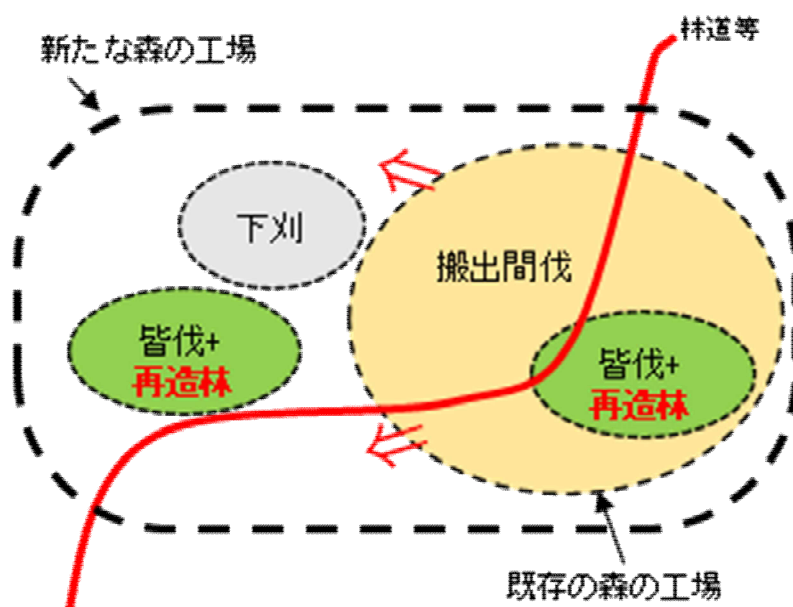
イ 林業適地における森の工場の推進

森林資源を利活用するために森林を集約化し間伐等を行う森の工場については、皆伐・再造林を行う森林を含めて拡大・集約化するものとし、再造林を前提とした計画的な森林整備や生産活動を促進します。

○具体的な取組

- ・ 間伐主体から森林資源を循環させる森の工場に転換
- ・ 皆伐と再造林を一体化
- ・ 既存の森の工場を核とし、相乗効果の高い森林を加えて拡大
- ・ 再造林等を含めた新たな人材の技術力向上のフィールドとして活用

図6 新たな森の工場のイメージ



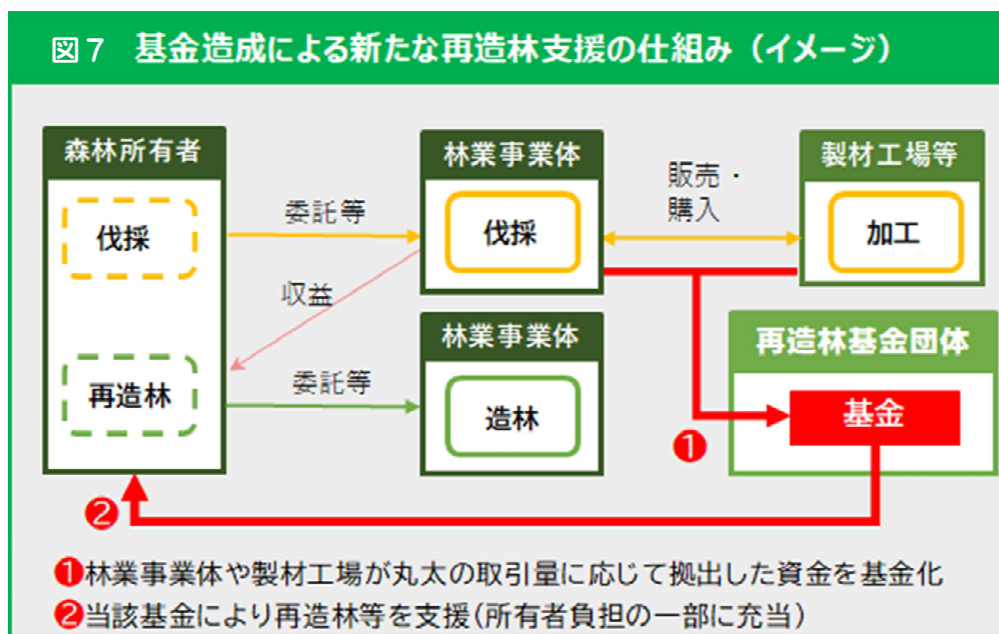
(2) 林業収支のプラス転換

ア 再造林基金団体の横展開【課題 2 及び 3】

県では再造林の標準経費に対し支援をしていますが、令和 4（2022）年 12 月に仁淀川町において基金団体が発足し、地域の林業・木材関係者が協力して再造林を支援する取組が開始されました。仁淀川町の取組を先行事例として、今後、こうした取組を県内に横展開していきます。

○具体的な取組

- ・地域の関係者の合意形成に向けた勉強会の開催や情報提供
- ・再造林基金団体への支援
- ・森林の新たな管理手法に係る情報の収集



イ 林業コストの縮減【課題 3、5 及び 8】

皆伐等に係る技術指針⁸⁾を遵守しつつ、森林所有者への利益還元を念頭に生産性の向上による生産費の低減を進めつつ、再造林に係る経費の縮減につながる低コスト造林（疎植、下刈回数の減など）や効率的な作業システム（素材生産事業者との連携による再造林を行う仕組）を推進します。

また、森林経営管理制度の活用による森林整備など市町村と連携した対応を進めます。

⁸⁾ 皆伐と更新に関する指針（平成 24（2012）年 9 月）

○具体的な取組

- ・低コスト造林に関する現地研修会の実施
- ・再造林の推進を前提とした高性能林業機械の導入
- ・先端林業機械の実証データ取得
- ・ICT 等スマート林業機器の導入
- ・増産・再造林推進協議会を中心とした伐採情報を共有する仕組みによる効率的な作業システムの促進と苗木の需要量の把握
- ・架線利用を中心とした林地残材（木質バイオマス）を効率的に集荷・運搬できる体制の構築に向けた実証データの取得と、実装を通じた地拵え作業の簡略化の推進
- ・市町村と連携した森林整備の促進

ウ 成長に優れた苗木等の生産体制の強化【課題 5】

再造林面積が拡大していくことと併せて必要となる苗木について、成長に優れた苗木の活用を含め、低コスト造林や花粉症対策にも資する苗木の供給体制を強化します。

○具体的な取組

- ・採種園の充実
- ・成長に優れた苗木や花粉症対策に資する苗木の供給体制の強化
- ・県内需要に応じたコウヨウザンの苗木生産の検討⁹⁾
- ・花粉症対策に資する苗木の挿し木による母樹育成の研究
- ・コンテナ苗の残苗の活用手法の検討
- ・コンテナ苗の需要量確保に向けた種苗関係者等との情報共有

エ 野生鳥獣による食害対策【課題 9】

シカによる食害は、捕獲や苗木の食害防護ネットの設置等により、近年減少傾向にあります。今後も防護柵の設置等による防護対策と併せて、捕獲によりシカの個体数を適正な頭数に導くことが重要となります。現在、第5期高知県第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画（鳥獣対策課）において、年間 25,000 頭を捕獲目標としていますが、直近の令和 4（2022）年度は 21,097 頭と目標に達していない状況であることから、捕獲数の増加に向けた取組を進めます。

⁹⁾ コウヨウザンに関する技術指針（暫定版）の概要（令和 3（2021）年 3 月）

○具体的な取組

- ・狩猟の魅力や役割を理解してもらう啓発活動を行うなど、狩猟者の確保に取り組むとともに、捕獲経費に対する支援等により捕獲を推進
- ・防護ネット等の管理や造林事業者が狩猟者となり造林地を中心に生息密度を低下させる取組を検討
- ・ノウサギによる食害について、被害防護対策の事例や試験事例の収集・整理を行い、防護柵に用いる網の仕様の検討や捕獲等による被害減少に向けた取組を検討

(3) 造林の担い手の育成・確保【課題 7】

再造林面積が拡大していくことにより一層の活躍が期待される担い手については、拡大する造林専門事業者への支援とともに、これまでも造林事業の主な担い手である森林組合の強化や技術力の向上を図っていきます。

○具体的な取組

- ・造林に係る資機材への支援
- ・造林を主体とする事業者と森林経営計画作成者、伐採事業者との連携による事業地の確保と実施体制の構築
- ・若者や女性に選ばれるよう就業条件や労働環境の改善及び安全対策を支援
- ・林業大学校における造林・育林に関する基礎知識と地拵え、植栽、下刈等の技術習得
- ・起業や就業前における造林・育林に関する技術習得を行う研修制度の活用や新たな研修制度の検討
- ・技術取得や安全対策などの外国人受入れに関する研修の支援
- ・市町村と連携した移住及び定住の支援

(4) 川上・川中・川下の連携等【課題 10】

建築物等において木材を使用する事業者に対し、木材の流通過程で、再造林に係る情報提供等を可能とする仕組みづくりを進めます。

○具体的な取組

- ・CoC 認証取得に対する支援や認証森林の森林所有者と CoC 認証事業者との情報共有等の仕組みづくり
- ・伐採事業者が製材事業者に対して提供する情報を通した再造林の促進
- ・「協働の森づくり」による森林整備について、従来から実施していた間伐に加えて、企業等と森林所有者のニーズに基づき、再造林を行う仕組みづくり

3 全体工程表

項 目	内 容	R5(2023年)	R6(2024年)	R7(2025年)	R8(2026年)	R9(2027年)
(1) 林業適地への 集中投資	ア 林業適地の設定	森林クラウド への関連付け	林業適地の施策展開			
		林道整備促進協議会による地域ニーズに対応した路網整備の促進				
	イ 林業適地における森の工場 の推進		新たな森の工場の推進			
		モデル検討	モデル事業運用			
(2) 林業収支の プラス転換	ア 再造林基金団体の横展開	1団体 (仁淀川地域)	3団体（累計4団体）		2団体（累計6団体）	
	イ 林業コストの縮減	低密度植栽等による低コスト造林の推進				
		先端林業機械の実証データの取得、スマート林業の普及促進				
	ウ 成長に優れた苗木等の生産 体制の強化	成長に優れた苗木等の生産体制の強化				
			挿し木苗に関する試験研究・生産体制の整備			
	エ 野生鳥獣による食害対策	狩猟者育成、目標頭数の捕獲、新たな捕獲体制等の取組の促進				
			防御方法の研究、防御対策の実施			
(3) 造林の担い手の 育成・確保	造林の担い手の育成・確保	造林を主体とする事業者への支援				
		林業への就労支援の取組強化				
(4) 川上・川中・川 下の連携等	環境に配慮した木材流通の連携	環境に配慮した木材流通の連携の促進				

4 K P I と関連する工程表

目標値

	R 5 (参考R3)	R7	R9
再造林率 (再造林面積)	38% (299ha)	59% (552ha)	70% (690ha)

工程表

項 目	内 容	R5 (2023年)	R6 (2024年)	R7 (2025年)	R8 (2026年)	R9 (2027年)	KPI		
							R5	R7	R9
(1) 林業適地 への集中 投資	ア 林業適地の設定	森林クラウド への関連付け	林業適地の施策展開				人工林に占める林業適地の割合		
		◎森づくり推進課 ・森林クラウドに林業適地の考え方を示した箇所を関連付け ◎木材増産推進課 ・再造林推進プランに基づき林業適地の施策を展開 ◎市町村 ・市町村森林整備計画（特に効率的な施策が可能な森林）に設定					35% (累計) 105千ha	40% (累計) 118千ha	44% (累計) 132千ha
	イ 林業適地における 森の工場の推進	林道整備促進協会による地域ニーズに対応した路網整備の促進					①森の工場承認面積 ②森の工場における生産性（間伐）		
		◎治山林道課、木材増産推進課、市町村等 ・新規林道やリバイス林道の採択 ・発現効果の早い林業専用道等の優先採択 ・連絡線形への移行を促進 ・市町村と連携した下方道の改良等を促進 ・路網密度が低く森林資源が充実した区域への林道等の開設を促進 ・災害に強い道づくりの推進 ・開設コストの縮減					① 88, 141ha (累計) ② 3. 82m ³ /人日 (R4)	① 94, 141ha (累計) ② 5. 02m ³ /人日	① 100, 141ha (累計) ② 6. 22m ³ /人日

項 目	内 容	R5 (2023年)	R6 (2024年)	R7 (2025年)	R8 (2026年)	R9 (2027年)	KPI		
							R5 (現状)	R7	R9
(2) 林業収支 のプラス 転換	ア 再造林基金団体の 横展開	1 団体 (仁淀川町)	3 団体 (累計 4 団体)	2 団体 (累計 6 団体)			再造林基金団体数		
		◎木材増産推進課 ・仁淀川町の事例を参考に基金団体の設立を促進 ◎林業事業者、製材事業者等 ・基金団体設立に向けた合意形成					1 団体 (累計)	4 団体 (累計)	6 団体 (累計)
	イ 林業コストの縮減	低密度植栽等による低コスト造林の推進 研修会 研修会 研修会 ◎木材増産推進課 ・低コスト造林に関する現地研修会等の実施 ・効率的な作業システムの促進と苗木の需要量の把握 ◎林業事業者 ・低コスト造林、効率的な作業システムの促進 先端林業機械の実証データの取得、スマート林業の普及促進 実証 実証 実証 ◎木材増産推進課 ・再造林の推進を前提とした高性能林業機械の導入 ・先端林業機械の実証データ取得 ・ ICT等スマート林業機器の導入 ・林地残材を効率的に集荷、運搬できる体制の構築 ・地拵え作業の簡略化の推進 ・市町村と連携した森林整備の促進 ◎林業事業者 ・生産性の向上に向けた高性能林業機械やスマート林業等の導入					低密度植栽の割合		
	ウ 成長に優れた苗木等 の生産体制の強化	成長に優れた苗木等の生産体制の強化 採種園の整備 採種(穂)園の整備 ◎木材増産推進課、苗木生産者 ・成長に優れた苗木や花粉症対策に資する苗木の供給体制の強化 ・採種園の充実 ・県内需要に応じたコウヨウザンの苗木生産の検討 ・コンテナ苗の需要量確保に向けた種苗関係者との情報共有 挿し木苗に関する試験研究 生産体制の整備 ◎森林技術センター ・花粉症対策に資する苗木の挿し木による母樹育成の研究 ・コンテナ苗の残苗の活用手法の検討					①母樹の本数 ②成長に優れた苗木等の供給量		
							①0.5千本 (累計) ②4千本 (R3)	①1.2千本 (累計) ②80千本	①3.0千本 (累計) ②98千本

項 目	内 容	R5 (2023年)	R6 (2024年)	R7 (2025年)	R8 (2026年)	R9 (2027年)	KPI		
							R5(現状)	R7	R9
(2) 林業収支 のプラス 転換	エ 野生鳥獣による 食害対策	狩猟者育成、目標頭数の捕獲 (第5期特定鳥獣管理計画) (第6期計画)					ニホンジカの捕獲頭数		
		◎鳥獣対策課 ・県全域で25,000頭/年の捕獲の推進、狩猟者育成 ・捕獲を支える狩猟者の人材確保					21,097頭 (R4)	25,000頭	25,000頭 (R8)
		新たな捕獲体制 等の検討	新たな捕獲体制等の取組の促進						
		◎木材増産推進課、林業事業者、狩猟者 ・通常の狩猟に加え造林事業者が狩猟者となり造林地周辺の捕獲等を実施							
		ノウサギ対策 の検討	ノウサギ被害減少に向けた取組						
		◎木材増産推進課、林業事業者、狩猟者 ・ノウサギ被害防護対策の事例や試験事例の収集及び整理 ・防護柵に用いる網の仕様の検討や捕獲等による被害減少に向けた取組							
		防御方法の研究	防御対策の実施						
		◎森林技術センター ・防御方法の研究、防御対策の実施							
(3) 造林の担 い手の育 成・確保	造林の担い手の育成・ 確保	造林を主体とする事業者への支援					林業就業者（作業種区分：造林）数		
		◎木材増産推進課 ・造林に係る資機材への支援 ◎木材増産推進課、林業事業者等 ・造林を主体とする事業者と森林経営計画作成者、伐採事業者との連携による事業地の確保と実施体制の構築					248人 (R3)	294人	331人
		林業への就労支援の取組強化							
		◎森づくり推進課 ・林業大学校における人材の育成 ・起業や就業前における造林に関する研修の支援 ・就業条件や労働環境の改善、安全対策支援 ・技術取得や安全対策などの外国人受入れに関する研修の支援 ◎林業労働力確保支援センター ・緑の雇用事業や林業労働力確保支援センター事業による研修の実施及び就業支援							

第4 推進体制

地域ぐるみでの再造林の推進に向け、事業者や行政等が一体となって取り組んでいきます。

このプランの取組を着実に進めていくために、再造林に関する指標（KPI）を設定し、産業振興計画フォローアップ委員会（林業部会）において進捗の確認を行うとともに、必要に応じて見直しをしていきます。

別紙

林業適地の考え方（案）

下記で示す考え方を参考に、各市町村が実情に応じて市町村森林整備計画における木材生産機能維持増進森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林の区域として定めていただきたいと考えています。

1 林業適地〔A〕

林小班の平均傾斜 35 度未満かつ路網からの距離 200 メートル以内の面積が 50 パーセントを超える区域。

なお、平均傾斜 40 度を超えない以下の 2 及び 3 の条件に該当する森林を含めることができる。

2 林業適地と一体的に施業が可能な森林〔B〕

林小班の平均傾斜 35 度以上 40 度未満かつ路網からの距離 200 メートル以内の面積が 50 パーセントを超える区域。

3 路網の延伸により林業適地となり得る森林〔C、D〕

林小班の平均傾斜 40 度未満かつ路網からの距離 200 メートル以内の面積が 50 パーセント以下の区域。

図 林業適地の考え方のイメージ

